

## 平成29年4月（第7回）光市教育委員会会議の要旨

### 1 開催日時

平成29年4月25日（火） 午後2時00分～午後3時00分

### 2 場 所

光市教育委員会2階会議室

### 3 出席委員

能美教育長、永岡委員、河村委員、寺崎委員、中西委員

### 4 事務局

教育委員会事務局：蔵下教育部長、和田学校教育課長、奥屋学校教育課主幹、弘文化・社会教育課長兼人権教育課長、村崎体育課長、穂山図書館長、清水学校給食センター所長、太田教育総務課長、影土井教育総務課経理係長

### 5 教育長報告

山口県市教育委員会協議会総会について

### 6 議 事

#### (1) 議案及び報告

ア ※議案13号及び14号については、関連があることから、一括して審議。

議案第13号 光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱の制定について

議案第14号 光市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱の制定について

#### (ア) 概 要

光市教育振興基本計画の策定にあたり、市民の意見等の反映させるため懇話会を設置するとともに、庁内関係所管の職員で構成する庁内委員会を設置するため、本案を提出。

#### (イ) 内 容

光市教育振興基本計画策定懇話会については、教育に関する有識者をはじめ、学校教育関係者など13人以内の委員をもって組織するとともに、光市教育振興基本計画策定庁内委員会については、計画策定の関係所管課の職員をもって組織するもの。

#### (ウ) 主な意見や質疑

##### ① 意 見

光市教育振興基本計画策定庁内委員会で内容を協議し、その内容について懇話会で審議していくといった流れになるか。

##### ② 回 答

そのとおりである。

##### ① 意 見

懇話会の委員は13人以内となっているが、公募委員は2名程度か。

##### ② 回 答

そのとおりである。例えば、学校教育関係者であれば、小中学校から各1名に加え、就学前児童の関係者と合わせて、3人程度の委員を考えている。

① 意見

教育振興基本計画の具体的なイメージ、内容について教えていただきたい。

② 回答

具体的には、教育大綱で定めた5つの基本目標に紐付く施策や事業について、体系的に整理、示していくこととなる。

また、特色ある事業である「教育ブランドひかり」の内容についても、具体的に示していきたいと考えている。

① 意見

教育とは、基本的には子どもに対するイメージであるが、教育大綱ではそうした学校教育だけではなく、成人が学ぶいわゆる社会教育や生涯学習などについても定められている。教育振興基本計画でも、そうした内容も含めて記載されるものと理解してよいか。

② 回答

そのとおりである。教育の対象は、幅広いものであり、教育振興基本計画には、学校教育のみならず、そうした教育全般について記載されるものと考えている。

① 意見

ある市では、教育委員会事務局から生涯学習部門が市長部局に移管されることが議題になっている。本市でも生涯学習部門が市長部局に移管されているが、所管する部局等が変わることで、事務の内容が変わることはないか。

② 回答

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、条例を定めることで事務移管ができるようになった。

県内の一部の市でも、そうした事務移管をしている事例がある。本市においても、生涯学習部門については、平成28年4月より公民館をコミュニティーセンターと名称変更し、市長部局に事務移管したところであるが、スポーツや文化振興等については、子どもの育ちに非常に重要な業務であり、また、学校教育との関連も深いことから、現在は、教育委員会部局で担当しているところである。

考え方として、市が進めるまちづくりの理念や方向性に基づき、そうした事務移管は行われるものと考えている。

① 意見

教育振興基本計画は学校教育のみではなく、教育について広く定めていくことになる。そうしたことから関連業務は同一部局にあったほうがより連携できるのではと感じた。

最後に教育振興基本計画と他の計画との関係性について教えていただきたい。

② 回答

教育振興基本計画の位置付けについては、最上位計画に光市総合計画があり、国の教育振興基本計画を参酌して策定した光市教育大綱がある。更には、従前より毎年策定している光市教育委員会重点施策がある。教育振興基本計画は、光市

総合計画及び光市教育大綱の下段に位置付くとともに、そうした計画を実施する個別施策等を定める重点施策の上段に位置づくといったイメージである。

**(エ) 議 決**

全員一致で承認される。

**イ 報告第15号 光っ子教育サポート事業実施要項の一部改正について**

**(ア) 概 要**

光っ子教育サポート事業実施要項の一部改正について、事務局より報告。

**(イ) 内 容**

現在 21 名の光っ子サポーターを配置しており、より有効的に柔軟に活用するとともに、きめ細かな支援体制を構築するため、現状に即した内容に改正するもの。

**(ウ) 主な意見や質疑**

**① 意 見**

改正理由とその違いについて教えていただきたい。

**② 回 答**

これまでは学級担任を補助教員がサポートする主旨であったが、今後は子どもへのサポートという視点に切り替えていく点と、通常学級のみではなく、通級指導教室のサポートも行っていきたいといった改正内容である。

**① 意 見**

通級指導教室のサポートも実施するうえで、補助教員である光っ子サポーターの人数は現状の 21 名で充分足りているか。また、各小中学校で補助教員が足りていない学校はあるか。

**② 回 答**

補助教員の人数について、現状、充分足りているとは思わないが、子ども達の為に、有効に活用していきたいと考えている。また、近年、通級指導教室に通う児童生徒も増加しており、また、新入学児童生徒の不安を解消するためにも、特にサポートを手厚く実施するとともに、学校生活がスムーズに行えるようしっかりと支援していきたい。

**① 意 見**

中学校の通級指導教室は 2 校だけにあり、他校の生徒は、通級指導教室に通うということで、配置の先生も足りていない状況と聞いている。他校に勤務される補助教員も、通級指導教室に勤務することがあるのか。

**② 回 答**

補助教員の勤務については、通常勤務となることから、夕刻から通級指導教室に勤務することは困難である。補助教員は、一人で生徒を見ることは出来ないため、補助教員も含めた 2 名の教員で生徒 2 名、3 名の教員で 2 名の生徒を見ることが可能となるよう、この度の改正を行ったところである。

**ウ 報告第16号 学校運営協議会委員の任命について**

**(ア) 概要**

学校運営協議会委員の任命について、事務局より報告。

**(イ) 内容**

平成29年度の人事異動等に伴い、委員の変更があった全ての小中学校について、報告するもの。

**エ 報告第17号 区域外就学の承認について**

**(ア) 概要**

区域外就学の承認について、事務局より報告。

**(イ) 内容**

区域外就学の協議及び申請のあった12名を承認したことについて報告するもの